

冤罪で警察に逮捕までさせたパワハラ事件 会社と上司訴えた損害賠償裁判で証人尋問

大阪市内の大阪瓦斯の関連会社で働くAさんは、会社からの非道な仕打ちを受け、2年前、港合同に加入しました。

この間、会社と上司のパワハラに対し損害賠償を請求、裁判闘争を闘ってきました。身も心も傷つきながら、でも会社を辞めず働きながら名誉回復を求めて起こした裁判。8月29日、ようやく証人尋問にたどりつき、港合同から多数の組合員が傍聴。親族の方も見守る中、Aさんは堂々と証言しました。

タブレット端末を盗んだと濡れ衣

Aさんの陳述書によると2014年5月22日、会社のタブレット端末が一台見当たらなくなりました。2014年8月、突然、会社は「盗んだのはAだ」と嫌疑をかけ、2時間15分に及ぶ事情聴取。しかも最初の1時間半は「何で呼ばれたかわかるだろう、紙に書け」という尋問。その後は「犯人」と決めつけての尋問。

さながら冤罪をでっち上げる警察の取り調べ室のよう。なんて厭らしいやり方。これが社員に対してやることか！

根拠のない自宅待機と人権侵害の監視

否認し続けるAさんに、2週間の自宅待機命令、位置情報を確認できる携帯電話をもたせ、二人の上司が乗り込んで京都の自宅までタクシーで送る念の入れよう。どこに居ても監視してるからな、という凄いドーカツ、人権侵害もいいとこ。何の権限があつてこんなことができるのでしょうか。

連日、上司が電話をかけてきて居眠りで出られなかった時には謝罪を要求。

病あけに、奈良でポスティング

1ヶ月半、待機命令が続き病気を発症。病あけで出勤すると、職場には入れてもらえず。電車で1時間半かかる奈良でのポスティングを指示、フラフラになって自宅まで2時間半かけて帰宅する日々。

逮捕、不起訴

実は会社は秘密裏に警察に相談し、捜査に全面協力していました。が警察の捜査が思うように進まないの自宅待機を延長し、外で働かせるなどしていたことが証言でも明らかに。

翌10月、Aさんは逮捕され、当然の事だが不起訴処分に。会社は自らの非を自覚？してか、釈放後、出勤したAさんを懲戒処分することはできなかった。しかし反省も、謝罪も、釈明させ行わず、開き直り続けてきました。

パワハラ当事者は虚偽証言

上司は反対尋問に対し、自宅待機命令について「自宅勤務命令」「勤怠管理のために携帯を持たせた」と、すぐばれる嘘をつき、答えに窮する姿を見せていました。

Aさん、ほんとにお疲れ様でした。

A氏への謝罪と名誉回復をかちとろう!!

南労会支部 ○